おお Roudou

月号

大分県最低賃金

9月有効求人倍率

相類用ダイヤル

0120-601-540 097-532-3040

Mair

令和6年度大



当日顕彰式に出席されたみなさん 中央は大分県商工観光労働部 審議監

11月21日(木)、令和6年度大分県永年勤続功労者 顕彰式が大分県庁で行われました。

この顕彰は、県内の事業所において、30年以上の永 きにわたり職務に精励され、勤務成績が優良で他の模 範となる方を知事が顕彰するもので、今年度は29名の 方が顕彰されました。

顕彰された方を代表して、有限会社 杵築自動車工 業の中園彰さんが「皆様のご期待にそうよう、一層職 務に邁進してまいります。」とあいさつしました。

顕彰された方々(敬称略)

岩尾 健治 (有限会社 杵築自動車工業) 杵築市 江田 康子

(社会福祉法人九州キリスト教社会福祉事業団いずみの園 小規模多機能型居宅介護寄り合いセンターいずみ)中津市 大久保 政子(株式会社 翡翠倶楽部) 竹田市 秀樹 (株式会社 温水器産業) 岡本 大分市 (株式会社 国実水道) 小野 孝志 大分市 (株式会社 くらや) 中津市 加来 静香 (株式会社 西石油) 加藤 英二 別府市 神河 (株式会社 補聴器サロンニシジマ) 佐伯市

亀井 弘 (八鹿酒造 株式会社) 九重町 川田 年子 (有限会社 清美堂) 由布市 木本 朱美 (有限会社 但馬屋老舗) 竹田市 河野 美信 (社会福祉法人九州キリスト教社会福祉事業団 いずみの園 ホームヘルパーステーション)

中津市 櫻井 (玖珠NOK 株式会社) 芳幸 九重町 勇次郎 (安部文化工業 株式会社) 大分市 佐藤 高野 辰広 (株式会社 九州錦運輸) 杵築市 (田中建設 株式会社) 髙村 茂 日田市 瀧 博文 (株式会社 久保田水道工事) 佐伯市 田北 高明 (タカキ製作所 株式会社) 大分市 田口 美智子 (株式会社 サンエース) 中津市 (八鹿酒造 株式会社) 武石 九重町 信明 千原 秀介 (中央発条工業 株式会社) 日田市 中園 彰 (有限会社 杵築自動車工業) 杵築市 藤谷 誠 (河野電気 株式会社) 大分市 堀 正明 (株式会社 アペックス工業) 杵築市 (八鹿酒造 株式会社) 堀 裕幸 九重町 (安田電機 株式会社) 安元 治義 中津市 米光 豊喜 (株式会社 長浦製網所) 宇佐市 (有限会社 野上畜産) 若松 和憲 豊後高田市 浩· (有限会社 瀬戸電機商会) 渡邉 別府市 (50音順)

●P1 令和6年度大分県永年勤続功労者顕彰

●P2 令和6年度「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰 令和6年度「豊の国雇用促進フェスタ」開催

- ●P3 大分県の最低賃金【特定(産業別)最低賃金】 「業務改善助成金」ご案内
- ●P4「大分県物価高騰対応業務改善奨励金」ご案内

人権週間

- ●P5 犯罪被害者の二次的被害防止 職場のハラスメント撲滅月間
- ●P6 令和6年度ハラスメント対策セミナー ハラスメント撲滅集中労働相談会
- ●P7 労政·相談情報センターの労働相談 主要労働経済指標
- ●P8 労委だより

大分県人権啓発イメージキャラクター こころちゃん



令和6年度「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰

10月11日(金)、県は大分市で開催された「おおいた働き方改革」トップセミナーで、働きやすい職場環境に加え、労働時間削減、有給休暇の取得促進、男性の育休取得促進、女性の就業促進などの「働き方改革」に積極的に取り組み、優れた成果が認められた5つの企業を表彰しました。表彰されたのは、佐藤土木株式会社(大分市)、サンワテック株式会社(大分市)、株式会社大和電業社(大分市)、SCSKニアショアシステムズ株式会社大分開発センター(大分市)、大分ファミリー株式会社(大分市)です。

この表彰制度は、働き方改革を推進する企業の業績を称え、広く県民に周知することで、「働き方改革」の取組を県内全域に浸透させることを目的として平成30年度に創設されたものです。受賞企業の皆様には、当日会場に集まった企業経営者等に、各社における働き方改革の取組をご紹介いただきました。

また、企業経営者等に働き方改革への理解をさらに深めていただくため、株式会社IT武装コンサルティングの代表取締役 工藤崇氏に、「働き方改革実現のための『D Xのすすめ』」をテーマにご講演をいただきました。工藤

氏は、IT武装で増収増益を達成する戦略立案のエキスパートとして、これまで800名以上の経営者や起業家を直接指導されており、今回はDX関連ツールの導入について実践的な取組事例などをご紹介いただきました。



左から 大分ファミリー株式会社様、株式会社大和電業社様、 佐藤土木株式会社様、佐藤知事、サンワテック株式会社様、 SCSKニアショアシステムズ株式会社大分開発センター様

(お問合せ)

大分県商工観光労働部 雇用労働室 労政福祉班 111.097-506-3327

令和6年度「豊の国雇用促進フェスタ」開催

10月7日(月)、大分市で「令和6年度 豊の国雇用促進フェスタ」が開催されました。

このフェスタは、年齢や障がいにかかわりなく働ける社会の実現を目指して、高年齢者や障がい者の雇用の安定、促進、啓発を目的として開催されています。

当日は、表彰式とあわせて「高齢者や障がい者の働きがいについて」をテーマに、鷹鳥屋神社の宮司でもあり「口演家」として活躍されている 矢野 大和 氏による記念講演が行われました。

また、高年齢者や障がい者の雇用に貢献された方々を顕彰する表彰式では、定年延長など高年齢者の雇用改善に顕著な実績をあげられている「高年齢者雇用優良事業所」1社と障がい者の職域拡大・雇用改善などに積極的に取り組まれている「障がい者雇用優良事業所」2社に知事感謝状、障がいを克服し、職業人として模範的な業績をあげられた「優良勤労障がい者」として3名に知事表彰状が贈呈されました。

《知事表彰された方々》(敬称略)

「高年齢者雇用優良事業所」

株式会社 中津カントリークラブ (中津市)

「障がい者雇用優良事業所」

社会福祉法人 一燈園 (別府市)

有限会社 夢のおと (臼杵市)

「優良勤労障がい者」

佐藤 理恵 (株式会社 トキハインダストリー 勤務) 高倉 英治 (玖珠中央発条 株式会社 勤務) 竹中 亮 (岡本自工 株式会社 勤務)



記念講演の様子

お問合せ)大分県商工観光労働部 雇用労働室 雇用推進班 111.097-506-3342

大分県最低賃金

時間

【効力発生日】令和6年10月5日

最低賃金に 関する 特設サイト

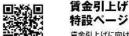
円



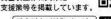
最低賃金 特設サイト

最低賃金に関する お問い合わせは 大分労働局または 最寄りの労働基準監督署へ





特設ページ 賃金引上げに向けた





賃金引上げ特設ページ 検索

大分県内で働く全ての労働者に適用されます ただし、下記の特定(産業別)最低賃金対象業種に該当する場合には、当該最低賃金が適用されます。

特定(産業別)最低賃金【効力発生日】令和6年1	2月25日
業	最低賃金額[時間額]
鉄鋼業	1,106円
非鉄金属製造業	1,053円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	996円
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業	997円
自動車(新車)小売業	991円
各種商品小売業 ※改正がありませんでしたので、令和6年10月5日から、 大分県最低賃金954円が適用されます。	954円

、次に掲げる者は、特定(産業別)最低賃金から除外され、**大分県最低賃金が適用**されます

①18歳未満又は65歳以上の者

②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者 ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

- 除外者 ④電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報 通信機械器具製造業の
 - Ⅰ 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を 用いて行う巻線、穴あけ、ねじ切り、かしめ、洗浄、

電線はく離、塗油、取付け、バリ取り、組線、捺印、 はんだ付け、ラベルはり、選別又は検数の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行なう業務を除く。) に主として従事する者

手作業で行う袋詰め、箱詰め又は包装の業務に主 として従事する者

お問合せ)大分労働局 労働基準部 賃金室(TEL 0 9 7 - 5 3 6 - 3 2 1 5)又は最寄りの労働基準監督署へ

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を **積極的に活用しましょう。**

業務改善助成金

600万円を

亟 0120-366-440

詳しくは、こちら

その費用の一部を助成します。

業務改善助成金

「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金

(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支 援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じて



■支給の要件



63 引上げ後の 賃金額の支払い

3 生産性向上に資する 機器・設備などを導入 解雇、賃金引下げ等の 不交付事由がない

設備投資等に 要した費用の 一部を助成

助成金 支給まで の流れ



交付申請書 事業実施計画などを 事業場がある都道府県 労働局に提出







3 実施結果 報告書. 支給申請書を 労働局に提出





専門家による 無料相談を 実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革 推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索



日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の 引上げに取り組む事業者に対して、 設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金

「大分県物価高騰対応業務改善奨励金」をご活用ください

大分県では、生産性向上のための設備投資や従業員の人材育成・教育訓練による業務の効率化などの取組を行い、事業 場内最低賃金を30円以上引上げ、国の業務改善助成金を受給した事業場を対象に奨励金を支給する「大分県物価高騰対応 業務改善奨励金」を実施しています。

また、業務改善助成金の申請に係る社会保険労務士等への報酬費用についても10万円を上限に支給します。

対象者

下記全てを満たしている事業者が対象です。

- ① 大分県内に事業場を設置している中小企業・小規模事業者(個人事業者を含む)であること。
- ② 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差50円以内(時給899円~949円)であること。 (令和6年10月5日から最低賃金954円に改定 改定後は時給954円~1,004円)
- ③ 令和5年4月1日以降に大分労働局へ「業務改善助成金」の交付申請を行い、令和7年1月31日までにその交付 決定を受け、令和7年3月14日までに当該助成金の交付額確定の通知を受けていること。

詳しくは県のホームページもしくは下記申請窓口にて確認ください。

大分県 業務改善奨励金

●県ホームページ

https://www.pref.oita.jp/soshiki/14330/gyoumukaizen-syoureikin2024.html

奨励金申請窓口

大分県商工観光労働部 雇用労働室 労働相談・啓発班 11097-506-3354·3353



12月4日~10日は「人権週間」です

大分県人権啓発イメージキャラクター こころちゃん

1948(昭和23)年12月10日に「世界人権宣言」が採択されました。 これを記念して、国連は12月10日を「人権デー」と、日本では12月 4日から10日までの1週間を「人権週間」と定め、様々な人権啓発活 動を実施しています。





この人権週間をきっかけに、人権について考えてみませんか。

[こころちゃんの部屋HP]

12月10日~16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

私たち一人ひとりが拉致問題に関心を持つことが、政府を後押しし、 問題解決に向けた力になります。



(「 😏 🎾 かさしい日本語を学んでみよう」

「つなみです。いますぐ、にげること。」

1月の能登半島地震の時に、テレビで強い口調や表 現で、津波からの避難が呼びかけられました。

これは、2011年の東日本大震災を教訓にした「命を 守る呼びかけ」という新しい形の呼びかけでした。あ る全国調査で、「逃げて」と「避難して」では、どち 8割近くの人が「逃げて」を選んだとのことです。

避難するよう「伝えた」はずなのに、「伝わらない」。 1995年の阪神・淡路大震災では、日本にいた多くの外 ども開かれています。ぜひみなさんも「やさしい日本 国人が、日本語を十分に理解できずに、必要な情報を語」を学んでみませんか。

得られず被害を受けてしまいました。この経験から、 災害時、日本語が不慣れな人たちにも、はやく正しく 情報が伝わるよう「やさしい日本語」が考案されまし 土足厳禁"は"靴(くつ)をぬいで た。たとえば、' ください"と言い換えることができます。

県内在住の外国人数は、2024年6月末で、18,568人と 過去最高を更新しており、私たちも日頃から外国人と 接することが増えてきました。非常時に大事な情報が らが危機迫っていることが伝わるかを調査したところ、きちんと「伝わること」が重要ですが、そのためには 普段のコミュニケーションが大切です。

県内各地で「やさしい日本語」の講演会や学習会な

お問合せ

大分県生活環境部 人権尊重・部落差別解消推進課 啓発班 11097-506-3177

知ってください 犯罪被害者の二次的被害防止について

●「二次的被害」をご存じですか?

県内でも様々な犯罪が発生しており、誰もが被害者となる可能性があります。被害者やそのご家族・ご遺族は、犯罪による直接的な被害を受けた後も、次のような二次的被害に苦しめられています。

◇周囲の無理解や心ない言動

- 無責任な噂を流される
- ・配慮のない言動
- 報道機関による過剰な取材、報道

◇心身の不調

・事件、事故に遭ったことによる精神的ショック (例) 不眠、食欲不振、思考力・集中力の低下

◇経済的な負担

- ・休職、退職、転職などによる収入減
- ・医療費、予期しない引っ越し等の出費

◇犯罪捜査や裁判に伴う負担

・警察の事情聴取、裁判所への参加で長時間を要し、精神的苦痛を伴う

● 職場で「二次的被害」を発生させないために

犯罪被害者に対する職場の無理解により、「二次的被害」が発生することがあります。職場で「二次的被害」を発生させないためには、次のようなことに配慮が必要です。

- ○被害者等の状況を理解する
- ○無責任な噂を流さない
- ○興味本位の話しかけはしない
- ○誹謗中傷をしない

(特にインターネットによる発言に気をつける)

- ○出勤できないことを非難しない
- ○間違った言葉かけをしない

● 事業者のみなさまへ

職場内での犯罪被害者の状況は、

○仕事が手につかない、職場の対人関係に支障がでる○欠勤が続く、会社を休みたいが経済的理由で休めない

◇犯罪被害者がひとりで悩むことのないよう、職場でできる支援を考え、寄り添っていきましょう

- ○仕事上での配慮を十分にしましょう
- ○偏見を持つことはやめましょう
- ○休暇制度について理解を深めましょう

◇被害を軽減・回避するための休暇制度について

参考ホームページ(厚生労働省)

働き方・休み方改善ポータルサイト 「特別な休暇制度」ホームページ https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/

● 犯罪被害者支援の相談窓口

◇民間の被害者支援団体

公益社団法人大分被害者支援センター

電話相談・面接相談・直接支援(付き添い) ILO97-532-7711(月~金9:00~20:00※)

◇警察の相談窓口

大分県警察本部 犯罪被害者支援室

11.097-536-2131(月~金9:00~17:45※)

◇県の相談窓口

大分県県民生活・男女共同参画課

Ⅲ097-534-2062(月~金8:30~17:15※)

※祝日、年末年始を除く

◇各市町村にも犯罪被害者相談窓口があります

お問合せ 大分県生活環境部 県民生活・男女共同参画課 肛097-534-2062

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを進めるため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

その一環として、2024年12月10日(火)に、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。

今回のシンポジウムでは、専門家による基調講演や、カスタマーハラスメント対策に取り組む企業の方から取組事例を紹介していただくパネルディスカッションなどを行います。

職場におけるハラスメント対策シンポジウム

日 時 令和6年12月10日(火)13時30分~15時15分

会場 オンライン配信

基調講演 成蹊大学法学部 教授

原 昌登 氏

内 容 「カスタマーハラスメント対策の現状について」 パネルディスカッション

「企業のカスタマーハラスメント対策の取組事例」

お申 詳細・お申込みはこちら

込等 https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium

12月は職場のハラスメント接滅月間です
2024年13月10日(以)、海場におけるハラスメント持渡が月間です。
いっちのようなのでは、中心になって、これではないでは、
に対している。とれている。
に対している。とれている。
に対している。とれている。
に対している。

ポータルサイト「あかるい職場応援団」で職場におけるハラスメントに関する情報を発信しています。

社内の体制整備に是非ご活用ください。

あかるい職場応援団 HP

お問合せ 大分労働局 雇用環境・均等室 111097-532-4025

令和6年度「ハラスメント対策セミナー」ご案内

大分県

働きやすい職場環境の実現に向けては職場のハラスメント対策が重要です。

このうち、近年社会問題化しております、顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為 (カスタマーハラスメント) については、労働者の就業環境が害されることがないよう、適切に対応するための体制 の整備や被害者への配慮の取組など、対策の強化を行うことが急務であるといえます。 今年度のハラスメント対策セミナーでは、「カスタマーハラスメント対策」にかかる現状と、今後の動向について

解説していただきます。

令和6年12月16日(月) 14:00~ (開場13時半、終了予定16時) В 肼

大分県労働福祉会館ソレイユ 3階 牡丹 (大分市中央町4-2-5)

場 会

※会場参加は定員50名程度(先着順)

※ZOOMでのオンライン参加も可能

会場参加 または オンライン参加

カスタマーハラスメント対策の現状と展開(今後の動向)

講 演

講師 田中保之法律事務所 弁護士 田中保之氏

会場参加をご希望の方は、WebまたはFAXでお申し込みください。 オンライン参加をご希望の方は、Webからお申し込みください。 ※定員を超えて申込みをお受けできない場合は、事務局より連絡をさせていただきます。

申込方法

詳細は大分県ホームページでご確認ください。 (県HPから『ハラスメント対策セミナー』で検索)



お問合せ)

大分県商工観光労働部 雇用労働室 労働相談・啓発班 Tel097-506-3353 Fax097-506-1756

「ハラスメント撲滅集中労働相談会」のお知らせ 大分県労政・相談情報センター

令和6年12月6日(金)~8日(日)

「職場のハラスメント撲滅月間」の取組の一環として、上記集中労働相談会を実施します。 ハラスメント全般に関する相談のほか、長時間労働、職場の人間関係等さまざまな労働問題についても、ご相 談をお受けします。電話相談も可能です。

時 12月6日(金) 8:30~20:00

12月7日(土):8日(日)

9:00~18:00

大分県庁 本館7F 大分県労政・相談情報センター(雇用労働室内) 会

※6日(金)の17時15分以降、7日(土)、8日(日)に来所される方は、

本館東側通用口の監視詰所に「労働相談に来た」旨、お伝えください。

相談方法 来所相談

電話相談 スマホ・携帯電話からは 1097-532-3040

固 定 電 話 か ら は 凪0120-601-540 (フリーダイヤル)

秘密厳守

相談無料

予約不要

お問合せ 大分県労政・相談情報センター 凪097-532-3040





大分県労政・相談情報センターからのお知らせ

大分県労政・相談情報センターの労働相談 (12月~1月)

大分県労政・相談情報センターは、賃金・労働時間などの労働条件や退職・解雇など働くこと、雇うことに関するトラブルが合理的、円満に解決されるよう、中立的な立場で問題点を整理しアドバイスします。 労働者、フリーランス、使用者の方などの相談に応じます。

一般労働相談

労働に関する労使間のトラブルや疑問などの解決に向けアドバイスします。

相談日 月~金曜日 8:30~17:15 祝日と12/29から1/3はお休みです。

相談は来所又は電話によります。

1月16日(木)

出張労働相談

月1回行う出張相談会です。弁護士にも相談できます。

12月19日(木) 豊後大野市中央公民館 視聴覚室(豊後大野市)

受付 13:30~15:30 (相談は16:00まで) J:COMホルトホール大分 3階302会議室(大分市)

受付 13:00~16:00 (相談は16:30まで)

労働なんでも相談

労政・相談情報センター職員による出張労働相談会です。

12月15日(日) 竹田市城下町交流プラザ コミュニティルーム(竹田市)

10:00~15:00

1月26日(日) 日出町役場交流ひろばHiCaLi2階 多目的室1 (日出町)

10:00~15:00

メール相談

来所、電話相談が困難な場合には、メール相談をお受けしています。

継続相談が必要な場合は、来所又は電話相談になります。

ご相談は、こちらから https://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rsodan.html

ハラスメント撲滅集中労働相談会

12月の「職場のハラスメント撲滅月間」の取組の一環として、集中労働相談会を実施します。ハラスメント全般に関する相談のほか、長時間労働、職場の人間関係等さまざまな労働問題についても、ご相談をお受けします。電話相談も可能です。

12月6日(金) 8:30~20:00 12月7日(土)·8日(日) 9:00~18:00

会場:大分県労政・相談情報センター(県庁本館7階雇用労働室内)

電話相談は 固定電話からはフリーダイヤル0120-601-540 スマホ・携帯電話からはTL097-532-3040

秘密厳守・相談無料・予約不要

お問合せ

大分県労政・相談情報センター(大分県雇用労働室内) TEL097-532-3040

主 要 労 働 経 済 指 標

			=	工女	カ 1	沙 水土	<i>i</i> F 11	3 1示					
	賃金の動き 労働時間の動き												
項目年月	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給	特別給与(円)		総実労働時間 (時 間)		労働時間 間)	所定外労 (時		
77	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	
令和 3年 平均	368,493	309,022	296,652	255,452	71,841	53,570	142.4	148.3	130.8	136.7	11.6	11.6	
4年 平均	379,732	317,356	303,496	262,270	76,236	55,086	143.2	146.4	131.0	133.7	12.2	12.7	
5年 平均	386,982	320,255	308,436	264,083	78,546	56,172	143.8	144.8	131.7	133.2	12.1	11.6	
令和 6年 4月	330,504	268,947	316,529	266,664	13,975	2,283	147.5	146.6	135.3	136.6	12.2	10.0	
5月	334,010	293,005	315,038	272,236	18,972	20,769	143.6	144.9	132.1	135.1	11.5	9.8	
6月	602,589	458,688	317,112	274,267	285,477	184,421	145.6	147.4	134.0	137.2	11.6	10.2	
7月	459,951	392,305	317,490	273,684	142,461	118,621	148.0	149.4	136.2	139.4	11.8	10.0	
8月	327,096	289,504	315,918	269,551	11,178	19,953	13.8.3	137.1	127.5	128.1	10.8	9.0	
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上) (大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)												
47.	一般職業紹介状況(学卒除く。パート含む) 消費者物価指数				鉱工業生産指数 111.##)// (/#/-//- #/ 11.##)								
項目	新規求 (季節調		月間有効 (季節記	求人倍率	(総合)R2			(季調済)R2年=100		本書 本書 本書 本書 本書 本書 本書 本書			
年月	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全 国	大分県	全	玉	大分	市	
令和 3年 平均	2.08	1.92	1.16	1.21	99.8	99.5	105.4	103.8		309,469		289,318	
4年 平均	2.30	2.19	1.31	1.40	102.3	101.2	105.3	107.4		320,627		327,046	
5年 平均	2.28	2.14	1.29	1.41	105.6	104.1	103.9	111.8		318,755		331,993	
令和 6年 4月	2.17	1.95	1.26	1.33	107.7	105.7	100.8	107.0		345,020		327,440	
5月	2.16	2.01	1.24	1.31	108.1	106.5	104.4	106.0		318,560		288,412	
6月	2.26	2.04	1.23	1.29	108.2	106.6	100.0	97.0		300,228		301,888	
7月	2.22	2.07	1.24	1.31	108.6	107.2	103.1	98.8		312,568		257,472	
8月	2.32	2.36	1.23	1.35	109.1	107.9	99.7	94.8		318,764		262,226	
資料出所	厚 生 労働省	大 分 労働局	厚 生 労働省	大 分 労働局	総務省 「消費者物		経済産業省 「鉱工業生 産動向」	県統計調査 課「鉱工業生 産指数月報」	総務省統計局 「家計調査」				

⁽注)一般職業紹介状況の年平均は年度平均、月次は季節調整値。年度平均は原数値

◇◆労委だより◆◇

~令和6年9月・10月の概況~

(大分県労働委員会)

(1) 「悩まず どんとこい労働相談週間」の実施状況について

10月は全国一斉に行われる「個別労働紛争処理制度周知月間」でした。

大分県労働委員会では、上記制度の周知を図るため、第1週(1日~7日)を、

「悩まず どんとこい労働相談週間」として、平日夜間、土日を含めた集中労働相談会を実施しました。 期間中は35人(労働者33人、使用者2人)の方から57件の相談がありました。

相談が多く寄せられた上位三項目は、①「セクハラ・パワハラ」、②「退職」、③「解雇等」「賃金未払」でした。また、企業業種では、医療・福祉が最多でした。

《ご相談のあった内容をいくつかご紹介します》

パワハラに関するご相談

Q:職場でのパワハラに困っています。

A:パワハラでは、証拠となるものが必要になりますので、メモや録音をしておくことが大事になります。 その上で①「会社内での解決を求める場合」は会社の苦情窓口(または労働組合)へ

- ②「会社の安全配慮義務等に対する助言・指導を求める場合」は労働局へ
- ③「第三者のあっせんによる解決を求める場合」は労働委員会または労働局へ
- ④「法的な責任を問うことを希望する場合」は弁護士へご相談ください。

・退職(退職勧奨)に関するご相談

Q:上司から退職を匂わすようなことを言われたが、会社は簡単に解雇ができるのか確認したい。

A:解雇は、「合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、権利を濫用したものとして、無効」と規定されています。よって、これに該当するような解雇は無効になります。 なお、退職する意思がないのであれば、会社から退職勧奨があっても明確に拒否する等の意思表示を

しておくことが大事になります。

(2) 取り扱い件数(令和6年9月~10月)

◎労働争議の調整

0,75,175,1	132 10 11 11								
種別	新規 A	8月から繰越 B	終結 C	11月へ繰越 (A+B)-C					
あっせん	0	1	1	0					

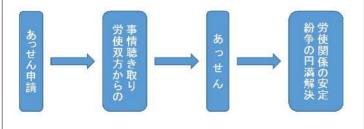
(3) 大分県労働委員会の「あっせん制度」



労働者と使用者との間でトラブルが発生した場合に、裁判のように主張や証拠調べを行うのではなく、「あっせん員※」が公正中立の立場から労使双方の主張を聴いて、<u>お互いの歩み寄りによる解決をお手伝いする制度</u>です。

なお、申請は労働者、使用者どちらからも可能です。

※あっせん員…労使紛争の専門家である労働委員会の公益委員・労働 者委員・使用者委員からそれぞれ1名ずつ指名されます。



●「あっせんの特徴」をご説明します。

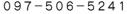
- ①申請からあっせん開始に至るまでの手続き費用は無料です。
- ②原則1日(申請日~あっせん実施日までの期間は除く)で終了しますので、<u>短期間での解決が可能</u>です。
- ③希望がある場合は、相手方と<u>顔を合わせずに実施すること</u> <u>も可能です。</u>
- ④非公開での実施ですので、<u>あっせんの情報が外部に漏れる</u> ことはありません。
- ※労使双方のどちらかが話し合いに応じない場合など、 あっせんを開始できないこともあります。

あっせんの詳しい内容については、大分県労働委員会事務局までお問い合わせください。(平日9時から17時まで労働相談をお受けしています。)

〈お問合せ・ご相談先〉

大分県労働委員会事務局

097-536-3650 (相談ダイヤル)



097-506-5253

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 (県庁舎本館3階)

URL: https://www.pref.oita.jp/soshiki/23100/

「労働おおいた」へのご意見・ご感想お待ちしております。

(製作·発行)大分県商工観光労働部雇用労働室

〒870-8501 大分市大手町3-1-1 TEL.097-506-3353 FAX.097-506-1756 E-mail:a14330@pref.oita.lg.jp



Web労働おおいた

http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodooita-0000.html

おおいたの労働

http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/